



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール佐久平

佐久市岩村田字水引1420-2ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオングループ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
磯田園製茶(株)	磯田 義人	愛知県田原市田原町柳町28-1
(株)パレモ	小田 保則	愛知県稻沢市天池五反田町1
(株)ワールド	寺井 秀藏	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	ポール・キャンドラント	東京都目黒区下目黒1-8-1
(株)トピア	関 陸夫	上田市天神1-3-22
(株)ジーフット	神谷 和秀	愛知県名古屋市千種今池3-4-10
(株)アフリカタロウ	江見 いづみ	岡山県岡山市北区高柳西町25-5
(株)クロスカンパニー	石川 康晴	岡山県岡山市幸町2-8
(有)エス・ユー	鈴木 肇	須坂市旭ヶ丘9-35
トリンプ・インターナショナル・ジャパン(株)	土居 健人	東京都中央区築地5-6-14
(株)チカカ	木南 仁志	神奈川県横浜市港北区新横浜2-2-3
東京シャツ(株)	鈴木 正利	東京都千代田区東神田2-8-12
イオンペット(株)	小川 明宏	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)ホットランド	佐瀬 守男	宮城県石巻市大街道北1-1-16
(株)ポイント	遠藤 洋一	茨城県水戸市和泉町3-1-27

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
磯田園製茶(株)	磯田 尚久	愛知県田原市大久保町仲原111

(株)パレモ	吉田 馨	愛知県稻沢市天池五反田町1
(株)ワールド	上山 健二	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	ポール・キャンドラント	東京都港区虎ノ門1-23-1
(株)トピア	関 陸夫	上田市中央3-6-3
(株)ジーフット	堀江 泰文	東京都中央区新川1-23-5
(株)ストライプインターナショナル	石川 康晴	岡山県岡山市幸町2-8
(株)チチカカ	田中 義章	神奈川県横浜市港北区新横浜2-2-3
東京シャツ(株)	五十部 雅昭	東京都千代田区東神田2-8-12
イオンペット(株)	大島 学	千葉県市川市南八幡4-17-8
(株)ホットランド	佐瀬 守男	東京都中央区新富1-9-6
(株)アダストリア	福田 三千男	茨城県水戸市和泉町3-1-27
(有)ビズカンパニー	陳 必正	宮城県多賀城市桜木3-4-1
(株)キャン	立花 隆央	岡山県岡山市北区幸町2-8

## 4 変更した年月日

平成24年10月8日ほか

## 5 届出年月日

平成29年6月22日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成29年7月18日から平成29年11月20日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ上田店

上田市国分80-12ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社北越ケーズ

新潟県新潟市中央区女池8-16-17

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)ケーズデンキ上田店

(変更後)ケーズデンキ上田店

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)北越ケーズ	山本 邦彦	新潟県新潟市東区河渡庚135-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池8-16-17

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)北越ケーズ	山本 邦彦	新潟県新潟市東区河渡庚135-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池8-16-17

## 4 変更した年月日

平成23年9月22日ほか

## 5 届出年月日

平成29年6月29日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成29年7月18日から平成29年11月20日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊科ショッピングセンター

安曇野市豊科4272-10ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオントリーテル株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)クリーンハウスフーズ	田沼 千秋	東京都新宿区西新宿3-7-1
(株)エヌコーポレーション	小椋 時男	東京都台東区東上野1-26-2
(株)パレモ	小田 保則	愛知県稻沢市天池五反田町1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)クリーンハウスフーズ	田沼 千秋	東京都新宿区西新宿3-20-2
(株)エヌコーポレーション	小椋 昭男	東京都台東区東上野1-26-2
(株)プラスワン	小野 雅男	大阪府大阪市城東区諏訪3-4-19

## 4 変更した年月日

平成24年2月20日ほか

## 5 届出年月日

平成29年6月22日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成29年7月18日から平成29年11月20日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

原信篠ノ井東店

長野市篠ノ井杵淵字大門東1422ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社原信

新潟県長岡市中興野18-2

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)原信篠ノ井東店

(変更後)原信篠ノ井東店

## (2) 大規模小売店舗の所在地

(変更前)長野市水沢上庭6街区

(変更後)長野市篠ノ井杵淵字大門東1422ほか

## 4 変更した年月日

平成26年9月19日ほか

## 5 届出年月日

平成29年6月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年7月18日から平成29年11月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年7月18日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 許可番号

平成29年4月28日 長野県上伊那地方事務所指令28上伊地建第37-13号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市赤須東15589-1、15590-1、15590-14、15590-15、15590-16、15590-17、15590-18、15590-20、15594-ロ、15594-8、15594-9、15594-27、15594-28、15594-29、15594-30

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区大淀中1丁目1-88

積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部俊則

都市・まちづくり課